

平成29年9月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成29年9月定例教育委員会付議議案 目次

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて	……………1
（教職員（小・中学校）の内申について）	
報告第11号 平成29年度文化の日被表彰者の推薦について	……………2
第44号議案 臼杵市立幼稚園管理規則の一部改正について	……………3
第45号議案 臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について	…5
第46号議案 学校運営協議会制度推進委員会設置要綱の廃止について	……………7
第47号議案 臼杵市英語検定料等支援事業実施要綱の制定について	……………8

第44号議案

臼杵市立幼稚園管理規則の一部改正について

臼杵市立幼稚園管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第21号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年9月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

臼杵市立幼稚園管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「合併前の臼杵市立幼稚園」を「臼杵幼稚園」に改め、同項第2号中「合併前の野津町立幼稚園」を「野津幼稚園」に改める。

第3条を次のように改める。

（定員）

第3条 幼稚園の定員は、次のとおりとする。

- (1) 臼杵幼稚園 60人（4歳児30人、5歳児30人）
- (2) 野津幼稚園（5歳児30人）

第9条第3項を削る。

第12条第1項第1号中「合併前の臼杵市立幼稚園」を「臼杵幼稚園」に改め、同項第2号中「合併前の野津町立幼稚園」を「野津幼稚園」に改める。

第21条第1項中「、主事又は主事補」を「及び主事」に改め、同条第2項中「合併前の野津町立幼稚園」を「野津幼稚園」に改める。

附 則

この規則は、公示の日から施行する。

理　　由

川登幼稚園及び南野津幼稚園が平成27年4月1日をもって廃園になったことに伴い、また、臼杵幼稚園及び野津幼稚園の定員を減じる必要があるため、適応する条文の整備を行なうもの。

第45号議案

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則（平成22年臼杵市教育委員会規則第8号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年9月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校における学校運営協議会設置規則（平成22年臼杵市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 設置校の円滑な運営に資する活動を行なう者

第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

（推進委員会）

第16条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会の設立前に学校運営協議会制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置くことができる。

（所掌事務等）

第17条 前条の規定による推進委員会の所掌事務は、第2条に掲げる設置趣旨の推進に当たり必要な調査及び研究を行うこととする。

2 委員の構成、任期等に関すること及び推進委員会の会議、運営等に関するこについては、第6条から第15条までの規定を準用する。

（学校評議員）

第18条 協議会及び推進委員会を設置した場合は、臼杵市立学校管理規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第18号）第34条に規定する学校評議員を置かないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

学校運営協議会の設立の推進及び委員の拡充を図るため、必要な条文の整備を行なうもの。

第46号議案

学校運営協議会制度推進委員会設置要綱の廃止について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成29年9月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

学校運営協議会制度推進委員会設置要綱を廃止する告示

学校運営協議会制度推進委員会設置要綱（平成22年臼杵市教育委員会告示第5号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

学校運営協議会の設立にあたり、手続きの簡素化を図る必要があるため。

第47号議案

臼杵市英語検定料等支援事業実施要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成29年9月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市英語検定料等支援事業実施要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、小学校における英語教科化及び大学入試制度改革への対応とグローバル人材の育成に資するため、児童・生徒の英語学習意欲及び英語力の向上を図ることを目的とし、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）及びTOEICの受験機会拡大の推進と検定料の支援を実施する。

(取組み)

第2条 前条に掲げる目的を達成するため、次の取組みを推進するものとする。

(1) 小学校6年生においては、英語に対する学習意欲を高め、コミュニケーション能力の定着を図るため、原則として全員が英検5級にチャレンジすることを推進する。

(2) 中学校3年生においては、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図り、もってグローバル人材の育成に資するため、原則として全員が英検3級にチャレンジすることを推進する。

(3) 前2号のほか、大学入試制度の改正等への対応も視野に、中学生が希望する準2級以上の英検及びTOEICの受験に積極的にチャレンジすることを推進する。

(支援)

第3条 学校を経由して申請された検定試験に係る検定料については、ひとりにつき年1回に限り支援するものとし、その具体的な内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校6年生が英検5級を受験する場合、検定料の全額を支援する。
- (2) 中学校3年生が英検3級を受験する場合、検定料の全額を支援する。
- (3) 中学生が英検準2級以上及びTOEICを受験する場合、検定料の半額を支援する。

2 前項の支援については、原則として、小中一体教育を進めるブロックの中学校を会場として実施された試験を対象とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第3条の規定に関わらず、平成29年度において、中学校3年生が、2月に受験する英検3級の検定料については、半額を支援するものとする。

理 由

小学校における英語教科化及び大学入試制度の改正に対応し、もってグローバル人材の育成に資するため、英検及びTOEICに係る検定料の支援を実施する必要があるため。